

栃木労働局 改正労働施策総合推進法等 説明会

参加費
無料

定員
150名
(先着順)

事前
予約制

(カスタマーハラスメント・就活セクハラ対策の義務化対応)

📢 2026年10月1日から、以下の対策が義務化されます。

- ✓ カスタマーハラスメント対策の義務化
- ✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策の義務化



いちご

かんぴょう

ニラ

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められている対応について、わかりやすく解説します。

日時

2026年
6月17日 水
14:00 ~ 16:00
(受付開始 13:30)

会場

栃木県庁研修館講堂
栃木県宇都宮市塙田1-1-20

対象

企業の人事・労務担当者、
経営者、管理職の方
(特に、制度改正への対応が必要な企業)

申込方法

右記二次元コードより
お申込みください。



申込締切:2026年6月10日(水)

プログラム (予定)

- カスハラ、就活セクハラ対策義務化について
カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント対策の義務化について解説します。
- 女性活躍推進法改正による公表義務化について
情報公表の義務化内容と企業の対応について解説します。
- 同一労働同一賃金に関する留意点
同一労働同一賃金に関する留意点や対応例を解説します。

※プログラム・内容は変更となる場合があります。

法改正 2つの大きなポイント

1

ハラスメント対策の強化

【対象:すべての企業】

- ✓ カスタマーハラスメント対策の義務化
- ✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策の義務化
いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。



2

女性活躍推進の強化

【対象:従業員101人以上の企業】

- 女性活躍に関する情報公表が義務化されました。
- ✓ 男女間の賃金差異
- ✓ 女性管理職比率
などの情報公表が必要となります。



お問い合わせ先



厚生労働省
栃木労働局 雇用環境・均等室



028-633-2795
(受付時間/平日 8:30 ~ 17:15)